

可児市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する決議

国旗は、世界各国において、国家の象徴として大切に扱われており、公的機関、公的行事において掲揚されている。

我が国においては、平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定され、慣習として定着していた日章旗が法律上国旗として位置づけられた。

また、多くの自治体においては、各自治体を象徴する自治体旗(章)が定められ、各自治体の施設、公共行事等において掲揚されている。

本市においては、昭和39年10月に市章が定められており、市の融和とかぎりない躍進を表現したものである。

よって、本市議会は国際社会の一員として国旗に敬意を表するとともに、可児市旗の下、市民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むため、平成29年第1回定例会から、可児市議会議場にスタンド式国旗及び市旗を設置するものである。

以上、決議する。

平成28年12月22日

可 児 市 議 会

原案可決

平成28年12月22日

可児市議会議長 澤野 伸